

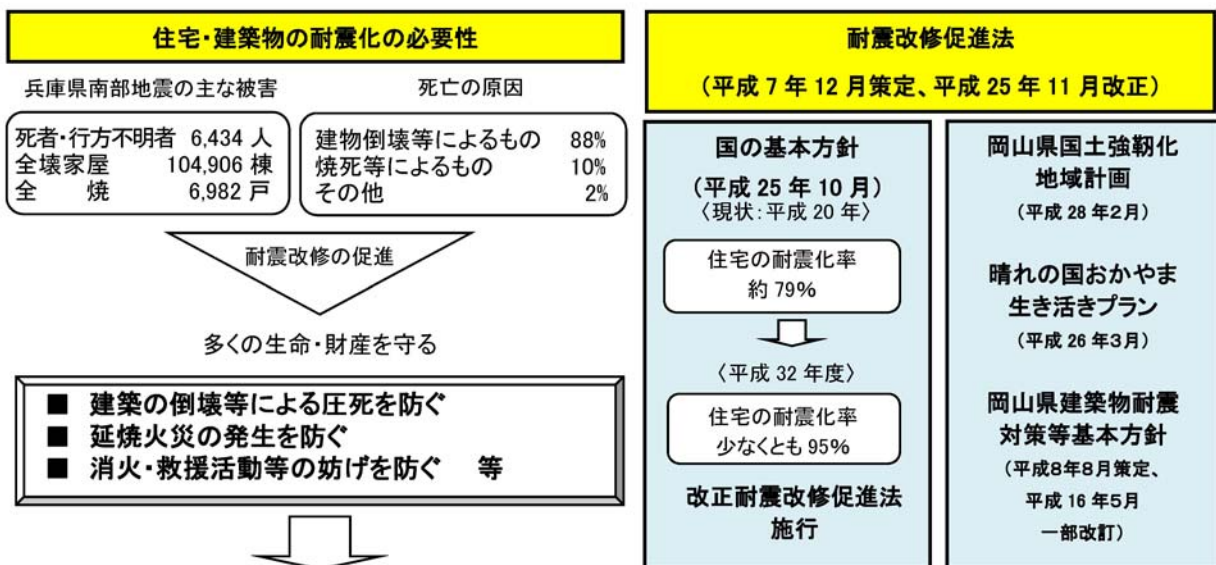
笠岡市耐震改修促進計画の概要

1 笠岡市耐震改修促進計画について

■ 目的と計画の期間

笠岡市耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づくとともに、上位関連計画を勘案し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を目的として平成20年3月に策定しました。その後、平成25年5月における「耐震改修促進法」の改正を受け、今回、見直しを行いました。本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

■ 上位関連計画



岡山県の方針

岡山県耐震改修促進計画(平成28年3月) [法第5条第1項]

● 耐震化の目標設定

【住宅】(耐震化率、各年度末)

| 当初 (H17) | 現状 (H26) | 当初目標 (H27) | 目標 (H32) |
|----------|----------|------------|----------|
| 67% | 75% | 90% | 95% |

【特定建築物】(耐震化率、各年度末)

| 区分 | 当初 (H17) | 現状 (H27) | 当初目標 (H27) | 目標 (H32) |
|-------------------------|----------|----------|------------|----------|
| 災害時の応急活動及び復旧活動の拠点となる建築物 | 48% | 65% | 100% | 95% |
| 災害時に救援活動の拠点となる建築物 | 50% | 79% | 80% | 95% |
| 不特定多数のものが利用する建築物 | 61% | 83% | 80% | 95% |
| その他の建築物 | 69% | 84% | 80% | 95% |
| 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物 | 70% | 78% | 85% | 95% |

● 施策

- 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針
 - 耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度の構築や耐震化を行いやすい環境の整備
 - 所有する公共建築物の耐震化に取り組む。
 - 市町村の取り組みを促進する。
- 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- 耐震改修促進法及び建築基準法による指導、勧告等の実施
- その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項の実施

笠岡市の方針

第6次笠岡市総合計画 (平成26年4月)

笠岡市地域防災計画 (平成27年3月)

2 耐震化の現状と目標設定

本市における住宅の耐震化の現状及び特定建築物の耐震化の現状（平成26年度末）と目標（平成32年度末）は下図に示すとおりです。

■住宅

| 項目 | 当初の耐震化率 (平成17年度末) | 現状の耐震化率 (平成26年度末) | 当初目標とした耐震化率 (平成27年度末) | 目標の耐震化率 (平成32年度末) |
|-------------|----------------------|----------------------|--------------------------|----------------------|
| 耐震化率 | 61.8% | 70.8% | 90% | 95% |
| 全戸数 | 19,058戸 | 18,191戸 | 20,291戸 | 17,905戸 |
| 耐震化されている住宅数 | 11,775戸 | 12,873戸 | 18,262戸 | 17,010戸 |
| うち耐震化を進める住宅 | — | — | 2,921戸 | 2,669戸 |

■1・2号特定建築物

| 区分 | | 当初の耐震化率 (平成17年度末) | 現状の耐震化率 (平成26年度末) | 当初目標とした耐震化率 (平成27年度末) | 目標の耐震化率 (平成32年度末) |
|-----------------------------|--|----------------------|----------------------|--------------------------|----------------------|
| 多数の者が利用する建築物※2 (1号特定建築物) | 1 災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物 | 0% (0棟/2棟) | 0% (0棟/2棟) | 100% | 100% |
| | 2 被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物 | 61.0% (25棟/41棟) | 88.1% (37棟/42棟) | 80% | 95% |
| | 3 不特定多数の者が利用する建築物 | 58.3% (14棟/24棟) | 66.7% (16棟/24棟) | 80% | 95% |
| | 4 その他の建築物 | 60.5% (46棟/76棟) | 64.9% (50棟/77棟) | 80% | 95% |
| | 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物 (2号特定建築物) | 71.4% (45棟/63棟) | 76.3% (58棟/76棟) | 85% | 95% |

■3号特定建築物

| 項目 | 耐震化されている建築物 | 耐震化が必要な建築物 | 合計 | 耐震化率 |
|-------------|-------------|------------|-----|-------|
| 当初（平成17年度末） | 21棟 | 24棟 | 45棟 | 53.3% |
| 現状（平成26年度末） | 28棟 | 24棟 | 52棟 | 53.8% |

■市有特定建築物

市が所有する特定建築物は、現状の耐震化率が82.3%となっており、平成32年度末に95%以上とすることを目標とします。

3 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

笠岡市は、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じること、所有する公共建築物の耐震化に取り組むことを基本的な方針とします。

4 耐震改修を促進するための施策

笠岡市では、以下のような施策により、広く市民の理解を図り、住宅・建築物の耐震改修を促進していきます。

■ 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

- ✚ 耐震診断、耐震改修に係る補助制度
- ✚ 耐震改修促進税制度
- ✚ 融資制度

■ 耐震改修の実施を促すための環境整備

- ✚ 専門技術者の養成・紹介制度の整備
- ✚ 講習会等による普及啓発

■ 地震時の総合的な安全対策

- ✚ 建築物の耐震化に加えて行うべき事前の対策
 - ・ブロック塀等の倒壊防止
 - ・窓ガラス、外壁材、屋外看板等の落下防止
 - ・天井等の非構造部材の安全確認
 - ・エレベーター及びエスカレーターの安全対策
 - ・家具の転倒防止
 - ・給湯器の転倒防止
- ✚ 地震発生後の対応

■ 地震発生時に通行を確保すべき道路

- ✚ 耐震化努力義務路線の指定（耐震改修促進法第5条第3項第3号）

■ 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物

- ✚ 防災拠点施設の指定（法第5条第3項第2号）

■ 公的住宅等の活用

- ✚ 耐震改修時における仮居住としての市営住宅等の活用

■ 公共特定建築物の耐震化の取り組み

- ✚ 多数の者が利用する公共特定建築物の重点的な耐震化

■ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- ✚ 地震防災マップ（揺れやすさマップ）の作成・公表
- ✚ 相談体制の整備及び情報提供の充実
- ✚ パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催
- ✚ リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ✚ 防災教育の普及啓発
- ✚ 町内会等の取り組みの推進
- ✚ 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発

■ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等のあり方

- ✚ 耐震改修促進法に基づく指導等の方針
 - ・耐震診断義務付け対象建築物
 - ・指示対象建築物
 - ・指導・助言対象建築物
- ✚ 建築基準法に基づく勧告又は命令等
 - ・構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物
 - ・損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある建築物
- ✚ 耐震改修促進法に基づく計画の認定等の実施
 - ・計画の認定（耐震改修促進法第17条第3項）
 - ・建築物の地震に対する安全性に係る認定（耐震改修促進法第22条第2項）
 - ・区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（耐震改修促進法第25条第2項）

■ その他耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項

- ✚ 関係団体との連携
- ✚ 計画の進行管理等

お問い合わせ

笠岡市建設部 都市計画課

TEL:0865-69-2141 FAX:0865-69-2185

Email:toshikeikaku@city.kasaoka.lg.jp